

大阪地方裁判所及び管内の支部

●申立書提出先一覧

住所等	申立先	所在地
大阪市、池田市、箕面市、豊能郡豊能町、豊能郡能勢町、豊中市、吹田市、摂津市、茨木市、高槻市、三島郡島本町、東大阪市、八尾市、枚方市、守口市、寝屋川市、大東市、門真市、四條畷市、交野市	大阪地方裁判所(本庁) 【民事訴訟、行政訴訟事件】 民事訟廷事件係 【労働審判事件】 第5民事部 【倒産関係事件】 第6民事部 【保全事件、DV事件】 第1民事部 【民事・会社非訟事件】 第4民事部 【調停事件、借地非訟事件】 第10民事部	〒530-8522 大阪市北区西天満2-1-10
	【執行事件】 大阪地方裁判所執行部 (第14民事部)	〒532-8503 大阪市淀川区三国本町1-13-27
堺市、高石市、大阪狭山市、富田林市、河内長野市、南河内郡河南町、南河内郡太子町、南河内郡千早赤阪村、羽曳野市、松原市、柏原市、藤井寺市	大阪地方裁判所堺支部	〒590-8511 大阪府堺市堺区南瓦町2番28号
岸和田市、泉大津市、貝塚市、和泉市、泉北郡忠岡町、泉佐野市、泉南市、阪南市、泉南郡熊取町、泉南郡田尻町、泉南郡岬町	大阪地方裁判所岸和田支部	〒596-0042 大阪府岸和田市加守町4-27-2

※行政事件は、本庁のみで取り扱っており、支部では取り扱っていません。

※労働審判事件については、本庁に申立書を提出する必要があります。